

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各介護保険施設

開設者 様

和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 高齢者生活支援室長  
( 公 印 省 略 )

運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について

介護保険法の規定により、指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に届け出なければなりません。本県では、変更届出手続きの簡素化を図るため、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に1度の届出でよいとしているところです（「変更届出の特例」）。

つきましては、平成30年6月1日時点の状況について、下記により、変更届出書を提出してください。提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認してください。

なお、本年4月の介護報酬改定に伴い、運営規程の内容のうち「利用料その他の費用の額」に変更がある場合（本年4月変更分に限る。）についても、「変更届出の特例」として取り扱います。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の施設・事業所には貴職から通知し、届出漏れのないよう周知徹底願います。

## 記

1 提出期間 平成30年6月1日（金）～平成30年6月29日（金）

## 2 提出書類

(1) 変更届出書（別記第4号様式）

※ 様式については、「きのくに介護deネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/todokede/todokede.html>)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

(2) 各サービスに係る付表（付表1-1～16-2）

(3) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成30年6月分）

別紙7-1 訪問介護・（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリ  
（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売

別紙7-2 通所介護・（介護予防）通所リハビリ

別紙7-3 （介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護  
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

(4) 兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成30年6月分）

※ 当該事業所に併設される同一法人が開設する事業所・施設に限ります。

(5) 資格が必要な職種については資格証等の写し

※ 全て原本証明をしてください。

※ 資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。

また、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。

※ 人員基準上、資格要件がない介護職員については添付が不要です。

※ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護において、本体施設の変更届に資格証等がある従業員については添付を省略できます。

(6) 運営規程

### 3 提出部数及び提出先（下記の提出先まで持参してください）

サービスの種類	提出部数	提出先
○ 居宅サービス ○ 介護予防サービス	2部	事業所又は施設の所在する地域を管轄する振興局健康福祉部保健福祉課
○ 介護老人福祉施設（併設の短期入所生活介護を含む） ○ 介護老人保健施設（併設の短期入所療養介護を含む） ○ 介護療養型医療施設（併設の短期入所療養介護を含む）	3部	

（注）「居宅介護支援事業所」、「地域密着型サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

また、和歌山市内に所在する事業所、施設につきましては、和歌山市役所指導監査課（Tel 073-435-1319）へお問い合わせください。

### 4 留意事項

（1）次の場合は、「変更届出の特例」が適用されず、変更日から10日以内の届出が必要です。

- ① 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
- ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ③ 介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- ④ 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

（2）次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

- ① 平成29年6月1日と平成30年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。）
- ② 平成29年6月1日と平成30年6月1日を比較して職員の員数等に変更があるが、平成29年6月以降に指定（許可）更新を受けた場合又は平成29年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。）で、その時点と平成30年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。）
- ③ 平成30年5月31日から7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）
- ④ 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション

（3）平成29年6月1日以降に新規指定を受けた事業所

職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

（介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービス廃止に係る運営規程の変更について）

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護サービスが、平成30年3月31日をもって廃止となります。

つきましては、運営規程の内容のうち、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護に関する規定の削除等についても、「変更届出の特例」として取扱います。

（訪問介護及び訪問型サービス等を一体的に運営規程に定めている場合の変更等について）

訪問介護と訪問型サービスを運営規程に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営規程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規定のみを変更（新規で追加する場合も含む。）等する場合、変更届は不要です。

担 当：高齢者生活支援室  
T E L：073-441-2527  
F A X：073-441-2523